

特定非営利活動法人国際緊急医療・衛生支援機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際緊急医療・衛生支援機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県越谷市流通団地3-1-13に置く。

(目 的)

第3条 近年続発した大規模な自然災害及び人為災害、並びに今後発生が予測される生物・化学剤・放射線災害の被災者に対して、国際的に迅速な対応が要求される。このような状況の下、日常的に医療・衛生情報等を収集・分析・蓄積し、かつ、事件発生後速やかに人々に医療・衛生支援を行い、あわせてメンタルヘルス面の支援も行う必要がある。
本法人は、国内外の医療・衛生情報を常時把握・分析し、関係諸機関及び人々に対し情報提供を行うとともに、緊急時には医療・衛生支援を行ない、もって世界の人々が健康で文化的な生活ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 諸外国及び国内における緊急医療・衛生支援の事業
- (2) 諸外国及び国内における緊急医療・衛生支援情報の収集・分析、提供の事業
- (3) 緊急医療・衛生支援、災害救援に関する調査・研究、及び諸外国の医療・衛生研究機関との交流の事業
- (4) 医療・衛生支援、災害救援に関する研究会、教育・訓練の実施及び講師派遣の事業
- (5) 医療・衛生支援、災害救援に関する講演会、セミナー、シンポジウム等開催事業
- (6) 医療・衛生支援、災害救援に関する研究報告書、書籍等の発行、ホームページ開設・運営の事業
- (7) 緊急医療・衛生支援、災害救援に関する調査・研究及び教育・訓練の受託事業
- (8) その他、前各号に付帯する国際協力の事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、営利目的でなく本法人の活動に賛同する個人（以下「個人賛助会員」という。）及び団体（以下「団体賛助会員」という。）
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し入会して活動する学生
- (4) 名誉会員 この法人の発展に多大な貢献をした者で理事会の承認を得た者。定款

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定による会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費、その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により選任し、副理事長は、理事長が指名し選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為を発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告を行うために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(議決)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年会計年度終了後、2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求を行ったとき。
 - (2) 正会員の総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 監事が第15条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に該当する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数、(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名をしなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事は表決権を有するものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次第1項の適用について理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数、及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名を行わなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び支出)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、議会の議決を経て、規定予算の追加又は更正を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を

除いて所轄官庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の変更

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄官庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄官庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日より平成19年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	5, 000円
	賛助会員	①個人賛助会員 5, 000円
		②団体賛助会員 10, 000円
	学生会員	5, 000円
(2) 年会費	正会員	5, 000円
	賛助会員	①個人賛助会員 5, 000円
		②団体賛助会員 1口 10, 000円 (3口以上。)
	学生会員	1, 000円

この書面は当法人の定款の写しである。

2021年 6月 19日

特定非営利活動法人国際緊急医療・衛生支援機構

理 事 長 白 濱 龍 興



(法第10条第1項関係)

(定款別表)

役員名簿

特定非営利活動法人国際緊急医療・衛生支援機構

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	白濱 龍興		無
理事	杉原 弘晃		無
理事	石原 哲		無
理事	井村賀世子		無
理事	賀来 満夫		無
理事	亀田 俊忠		無
理事	黒岩 宙司		無
理事	後藤 昌昭		無
理事	新地 浩一		無
理事	関口 成一		無
理事	曾根 晋作		無
理事	千田 良		無
理事	渕野 勝弘		無
理事	山口 芳裕		無
理事	横倉 義武		無
監事	志方 俊之		無
監事	高橋 進		無

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 国際緊急医療・衛生支援機構

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○) 理事・監事	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無 (どちらかに○) 有 無	役職名等
1	理事・監事	シラハマ タツオキ 白濱龍興		有 無	理事長
2	理事・監事	クワハラ ノリユキ 桑原紀之		有 無	副理事長
3	理事・監事	イシハラ テツ 石原 哲		有 無	
4	理事・監事	カメダ トシタダ 亀田俊忠		有 無	
5	理事・監事	カドワキ ジュンコ 門脇淳子		有 無	
6	理事・監事	カク コウキ 加來浩器		有 無	
7	理事・監事	アカヌマ マサヒコ 赤沼雅彦		有 無	
8	理事・監事	キタヤマ レイコ 北山玲子		有 無	
9	理事・監事	カネコ ジュンイチ 金子淳一		有 無	
10	理事・監事	アカマ ヒロユキ 赤間浩之		有 無	
11	理事	シンチ コウイ 新地浩一		有 無	

設立・役員変更用

12	理事	チダ リョウ 千田 良	有・無	
13	理事	ニシヤマ マサノリ 西山正徳	有・無	
14	理事	ヤマグチ ヨシヒロ 山口芳裕	有・無	
15	理事	ハコザキ ユキヤ 箱崎幸也	有・無	
16	理事	フジイ タツヤ 藤井達也	有・無	
17	理事	シラハマリュウタロウ 白濱龍太郎	有・無	
18	監事	トクヨシ ショウジ 徳吉正二	有・無	
19	監事	イシワタ ナリユキ 石綿成行	有・無	